

# 小美玉市立美野里中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 はじめに

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。(国の基本方針)

いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。

そのためには、知事、市町村長及び校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、学校及び県民が一体となって対策を展開することが不可欠である。

ここに、私たちは、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため「いじめをしない、させない、許さない。」という認識を広く県民が共有し、いじめの根絶に社会総がかりで取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(茨城県いじめの根絶を目指す条例)

このいじめ防止等の対策に関する基本理念に基づき、美野里中学校における「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

### (2) いじめの基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、い

じめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている」ものとの要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等（国の基本方針）

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多

くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（国の基本方針）

本校において、上記をいじめに関する基本的な考え方とし、以下の「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」の施策を講じ、いじめ防止対策のための組織を置く。

### 3 いじめの防止(未然防止)

#### (1) 基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

（国の基本方針）

上記のいじめ防止に対する国の基本的な考え方に基づき、本校では以下の未然防止策を講じる。

本校では、予防的な生徒指導の実践でいじめの防止を図る。

#### 1 生徒指導とは

##### (1) 生徒指導とは

###### ① 社会性の育成

教師や友人との心の結びつきや信頼感の中で、主体的な学びを進め、協同の活動を通じて社会性を身に付ける。

###### ② 社会に受け入れられる自己実現

社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助、個々生徒の自己指導能力の育成をめざすもの。

##### (2) 自己指導能力は、

###### ① 自己をありのままに認め（自己受容）

###### ② 自己に対する洞察を深めること（自己理解）

###### ③ 目標を立て、目標達成のため、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する。 その際、次が必要

- ア 生徒に自己存在感を与えること
- イ 共感的な人間関係を育成すること
- ウ 自己決定の場を与えること

(3) 自己実現の基礎にあるのは

日常の学校生活の場面における様々な自己選択、自己決定。

その過程において、教職員が指導援助を行う。

その際、一人一人が存在感を持ち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かに持ち、望ましい人間関係づくりは重要。

(4) 居場所づくり（教師や友人との心の結びつきや信頼感、安心感、親密感）

生徒に寄り添う、人間関係の相談にのる、意見が言える学級にする、スキル学習、ライフスキル学習を行い、あたたかい人間関係づくりを行う。

(5) 絆づくり（学び合いの学習、学校行事）

学び合いの学習（主体的な学び、協同的な学び）、学校行事（美中祭、美風祭、各学年行事等）を通して、絆づくりを行う。

## 2 予防的生徒指導の実践

(1) 予防的生徒指導 → 治療的予防と教育的予防

① 治療的予防

問題に対する専門的な知見をふまえ、早期発見・早期対応を徹底し、更に一步進めて発生を予測するなど、問題を起こしそうな生徒を念頭において行われる問題対応型の予防

② 教育的予防

問題を起こしそうな生徒に特化することなく、当面の問題にのみならず、将来の問題も対応できるよう、すべての生徒が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行われる健全育成型の予防

(2) 予防的生徒指導を進めるために何を行うか（治療的予防をしっかりと行った上で、教育的予防を行う。）

① スキル学習、ライフスキル学習

スキル学習で、「他者理解、自己理解、感情表現、聴き方・話し方、状況理解、コミュニケーション力、人間関係づくり」を高めたい。ライフスキル学習で「自己認識力、自己コントロール能力、社会認識力、対人関係能力」を高めたい。

② 学習における生徒指導

ア 学習態度のあり方の指導（学業指導）

落ち着いた雰囲気での学習に取り組ませる。

イ 学び合いの学習

- ・意欲的な学習を促す（課題提示の工夫）
- ・生徒のよさや興味関心を生かした指導
- ・互いの考えを交流し、互いのよさに学び合う場を工夫した指導（学習形態、つなぐ）
- ・自ら選択する場を工夫した指導
- ・自己肯定感を高める、コミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築

③ 特別活動での生徒指導

学校行事（美中祭、美風祭、各学年行事）、生徒会活動で自己存在感、共感的な人間関係、自己実現の喜びを味わわせる。

(2) 教育課程全体

情報モラル教育を通して、インターネット問題の未然防止を図る。

### (3) 特別活動

#### ① 学級活動

学級活動年間計画に次のスキル学習、ライフスキル学習を取り入れ、スキル学習で、「他者理解、自己理解、感情表現、聴き方・話し方、状況理解、コミュニケーション力、人間関係づくり」を高め、ライフスキル教育で「自己認識力、自己コントロール能力、社会認識力、対人関係能力」を高め、あたたかい人間関係、あたたかい友人関係、望ましい人間関係づくりを行い、教師や友人との心の結びつきや信頼感、安心感、親密感のある居場所づくりを行う。

##### ア 主なスキル学習

- (ア) グループエンカウンター
- (イ) ソーシャルスキルトレーニング
- (ウ) ピア・サポート
- (エ) アサーション・トレーニング
- (オ) アンガーマネジメント
- (カ) エゴグラム

##### イ 主なライフスキル学習

- (ア) 学級の基本ルール作り
- (イ) 相手を傷つける言葉、励ます言葉
- (ウ) 自分を知る、仲間を知る
- (エ) 目標設定
- (オ) 本当の自信
- (カ) 上手な話の聴き方
- (キ) 賞賛の気持ちを表現する
- (ク) 適切な意志決定
- (ケ) 感情について考える
- (コ) 谷底から頂上へ
- (サ) 感情をコントロールして意志決定をする
- (シ) A S K（自己主張の仕方）

#### ② 学校行事

美中祭、美風祭等の学校行事、スキー宿泊学習、修学旅行等の各学年行事を通して、自己決定の場を与え生徒同士の絆づくりを行い、自己有用感を高める。

各種行事はいじめ防止年間計画参照。

#### ③ 各種行事

いじめ防止集会、メディア教育講演会等を通して、生徒自らがいじめについての認識を高める。

#### ④ 生徒会活動

いじめ防止集会、あいさつ運動等を通して、生徒自らがいじめ防止の活動を行う。

生徒自らが、5分前入室2分前着席、無言清掃等の実践を行うことにより、規律ある学校生活を送る態度を育てる。

#### (4) 各教科

##### ① 学び合いの学習

学び合いの学習を、次の事項を目的の一つとして全教科で行う。

- ア 授業の中で生徒に居場所をつくる。
- イ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ウ 学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。
- エ 共感的な人間関係を育てる。
- オ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

#### (5) 道徳

道徳の授業を通して、道徳的実践力を高める。

#### (6) 職員研修

いじめの未然防止のため、次の職員研修を行う。

- ① スキル学習、ライフスキル学習研修会
- ② 学び合う学習研修会
  - ア 年間通して授業研修会を行う。
  - イ 講師を招聘しての研修会を行う。
- ③ 生徒理解研修会
  - ア 発達障害等研修会

## 4 早期発見

### (1) 生徒アンケート

毎月1回程度の生活アンケートを実施し、点検と評価を行う。定期的は無記名回答を行うことで、生徒が安心して記入できるようにする。日常的な実態把握と定期的な情報収集の組み合わせによる複眼的な把握に努める。また、「誹謗中傷のメールや書き込み」などネット上のいじめについても情報を収集する。

### (2) 個人面談

学期に1回程度、学級担任による個人面談を行う。生徒理解に努め、生徒の悩みや困難の解決を図る。また、個別のニーズや状況に応じた援助指導を行う。

### (3) Q-Uテスト

年1回（6月）、Q-Uテストを実施し、学級内の人間関係の確認する。いじめ等問題行動の早期発見に生かす。1回目の調査と比較検討することによって、学級や生徒の変化を分析し、学級、学校での取組の評価、改善を図る。

### (4) 観察、生活ノート

生徒のしぐさや視線など小さなサインを見逃さないように日常的な観察を行う。学級担任だけでなく、教科担任や部活動顧問など複数の教職員が客観的な観察を心掛ける。また、生活ノートを活用して学級担任は生徒とのコミュニケーションを図りながら、心的変化を見落とさないようにする。

### (5) 保護者アンケート

学期に1回程度、保護者アンケートを実施する。家庭での生徒の変化や学校では見せない生徒の様子など学校では把握できない情報の収集を図る。

## 5 いじめに対する措置、早期対応

### (1) いじめが起きた場合の対応基本的な流れ

- ① 問題行動等の報告 関係教職員→生徒指導主事→校長（教頭）
- ② 詳細の確認と対応方針の決定 [いじめ対策委員会]
- ③ 事実確認  
（被害生徒と加害生徒への面談、場合によっては関係生徒の面談、アンケートの実施）
- ④ 対応協議 [いじめ対策委員会]  
（保護者への連絡内容、被害及び加害生徒への対応、学級指導の内容、教育委員会との連携）
- ⑤ 全教職員の情報共有（事実の報告と対応方針の共通理解）
- ⑥ 保護者への連絡（家庭訪問をし、把握した事実の報告と対応方針の説明）
- ⑦ 全職員の情報共有（経過報告と各学級での指導内容の確認）
- ⑧ 学級指導、経過観察・報告

### (2) ネット上のいじめへの対応

- ① 上記の流れで早期に対応する。
- ② 加害者（発信者）にデータの削除を求める。
- ③ 加害者（発信者）が特定できない場合には、接続プロバイダや掲示板設置者に相談する。
- ④ 情報モラルに関する学級指導を行う。

## 6 いじめの解消について

### (1) 「いじめの解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及び保護者に対し、身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。（国の基本方針）

## (2) いじめの解消に向けた取組

- ① いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- ② いじめを受けた生徒、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- ③ いじめを行った生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った生徒による、いじめを受けた生徒に対する謝罪のみで解消したと判断しない。
- ④ 傍観している生徒に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- ⑤ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- ⑥ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる措置を講じる。
- ⑦ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。
- ⑧ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 7 いじめ防止年間計画(別紙参照)

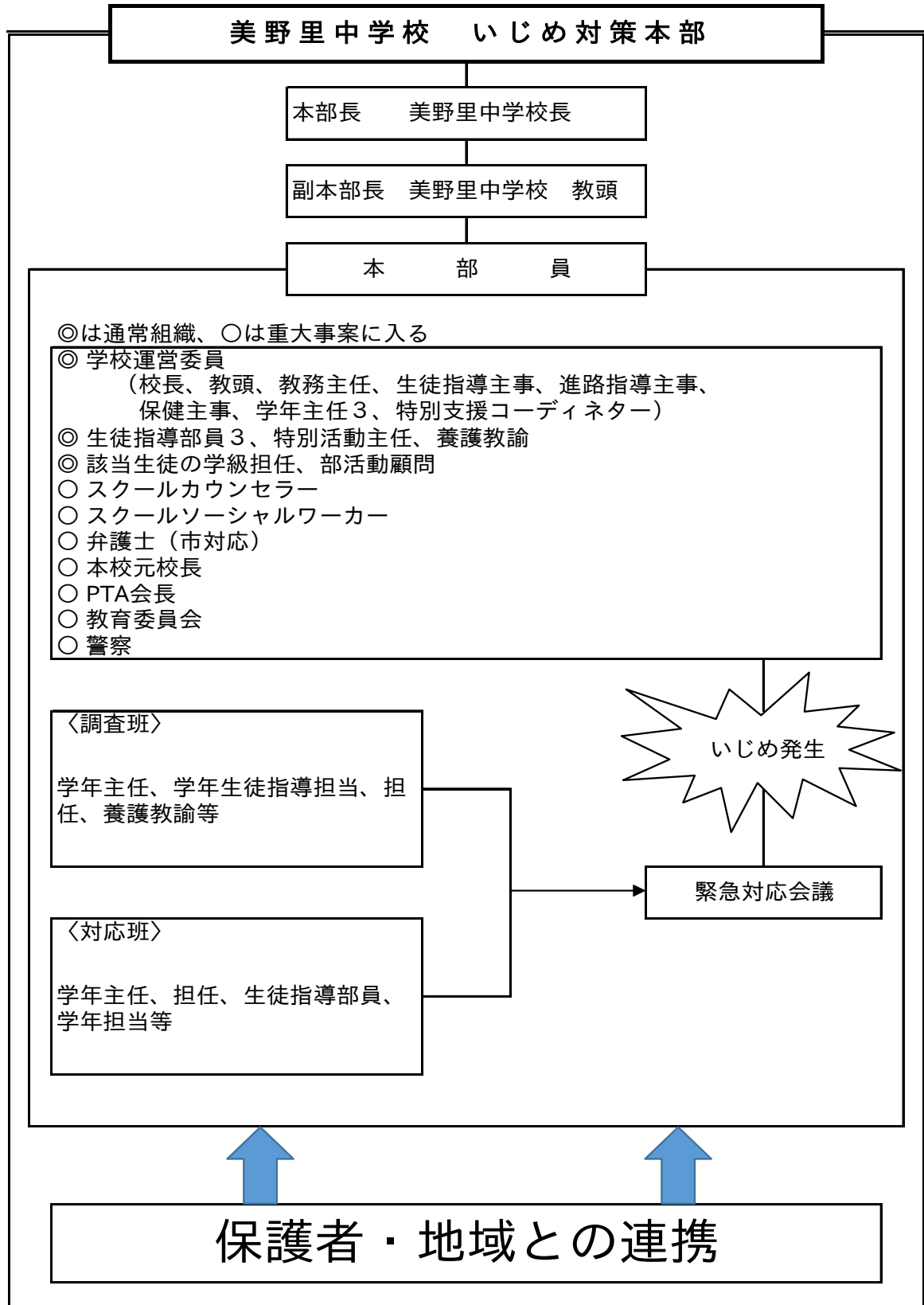
- (1) 未然防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめ対策委員会(委員会開催期日、方針点検見直し)
- (4) 地域、関係機関との連携

## 8 いじめ対策委員会(組織の設置)◎は通常組織、○は重大事案に入る

- ◎ 学校運営委員(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、学年主任3、特別支援コーディネーター)
- ◎ 生徒指導部員3、特別活動主任、養護教諭
- ◎ 該当生徒の学級担任、部活動顧問
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 弁護士(市対応)
- 本校元校長
- PTA会長
- 教育委員会
- 警察



## 小美玉市立美野里中学校 いじめ対策委員会組織図



## 9 重大事態対応

### (1) 重大事態の定義

- ① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
  - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にも、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ③ その他の場合
  - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

### (2) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した際は、市教育委員会を通じて市長に報告する。

### (3) 調査組織の設置

#### ① 調査主体の決定

調査主体（市か学校か）は、市が判断する。

#### ② 調査組織の構成の検討

委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体が判断する。

### (4) 対象生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。

### (5) 関係生徒・保護者に対する説明等

事前説明は、大きく2段階に分けて行う。当該事案がいじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。

### (6) 調査の流れ

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ② 対象生徒・保護者からの聴き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
- ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

### (7) 対象生徒・保護者への調査結果の説明

当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(8) いじめを行った生徒・保護者への調査結果の説明

対象生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(9) 調査結果の報告

市教育委員会が市長へ調査結果を報告する。

## 10 家庭、PTA・地域、関係機関との連携

(1) 家庭との連携

① いじめられた生徒

ア 「絶対に守る」ことを前面に押し出し、人権に配慮しながら事実関係を的確に伝えながら、本人の悩み・保護者の不安を共感的に受け止める。

イ 今後、二度と起こさない体制について説明し、理解を得る努力をするとともに、小さな情報でも得られるよう信頼関係の構築に努める。

ウ 必要に応じて家庭訪問を実施し、生徒及び保護者に安心感をもたせる。

② いじめた生徒

ア いかなる理由があっても、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導をするとともに、相手の思いや自己の行為を考えさせながら、二度といじめを起こさない環境づくりのために、保護者の協力を仰ぐ。

イ いじめに至った背景や原因や家庭での様子を確認しながら、立ち直るための支援をう。

(2) P T A ・ 地域との連携

① P T A 会長に事実の連絡をする。

② 他の生徒たちの動揺を収めるために、校内巡視等の計画を立て、生徒たちとのコミュニケーションを図り、生徒たちの本音を引き出す。

(3) 関係機関との連携

① 生徒に精神性の疾患が発生した場合

ア 校医を中心とした医師との連携

イ S C、S S W や相談員との連携

② 生徒の身体に重大な障害あった場合

ア 警察との連携

イ 児童相談所との連携

③ 生徒の金品が奪い取られた場合

ア 警察との連携

イ 児童相談所との連携

平成26年 2月20日策定

平成30年10月25日改定

令和 2年 3月30日改定

令和 5年 3月30日改定

令和 7年 1月 6日改定